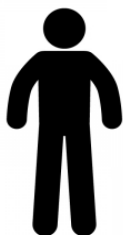


課税世帯に属している「事業専従者(青色・白色)」

例

個人事業主



- ・個人事業主(配偶者を専従者として雇用)
 - ・個人住民税(所得割)課税者
- 定額減税の対象

定額減税可能額

$$\begin{array}{r} \text{所得税分(1人)} \times 3\text{万円} = 3\text{万円} \\ \text{住民税分(1人)} \times 1\text{万円} = 1\text{万円} \\ \hline = 4\text{万円} \end{array}$$



税法上、専従者は扶養できない

個人事業主の配偶者



- ・事業専従者
 - ・年間給与概ね100万円以下
 - ・所得税、個人住民税ともに非課税
- 定額減税の対象外

事業専従者
→ 控除対象配偶者や扶養親族等に含まれない

個人住民税(所得割)課税者が世帯にいるため、低所得世帯向け給付の対象外

不足額給付Ⅱの対象となる

【解説】 納税者である個人事業主の事業専従者(個人事業主の配偶者)であって、自身の給与収入がおおむね100万円に満たない者(所得税、住民税が非課税)が、世帯内に納税者(個人事業主)がいることで、低所得世帯向け給付金の対象ともならなかった場合、不足額給付の対象となります。